

商品概要説明書

多目的ローン（基金協会）

（令和8年4月1日現在）

商品名	多目的ローン（基金協会）
ご利用いただける方	<p>○次のいずれかに該当する個人の方。</p> <ul style="list-style-type: none">・当JAの正組合員の方。・当JAの准組合員の方。 <p>○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○農業者（認定農業者・認定就農者・第1種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が150万円以上ある方。</p> <p>○勤続（または営業）が確認できる方（年金受給者の方は除く）。ただし、農業者以外の自営業者の方は営業開始後3年以上とします。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金用途の確認可能なものとします。ただし、個人間売買による購入は除く。また、以下の資金は対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none">① JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 営農資金および事業資金
借入金額	○1万円以上300万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上5年以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p>

	○利率は店頭に掲示します。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	<p>○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.5%～年 1.2%の範囲内となります。</p> <p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【例】お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 1.0%）</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>概算保証料</td> <td>5,342 円</td> <td>15,522 円</td> <td>25,890 円</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円
お借入期間	1 年	3 年	5 年						
概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円						
手数料	<p>○ご融資の際、1,100 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部ローンセンター（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部ローンセンターまたは J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ <p>※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>								

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

J A 津安芸

商品概要説明書

多目的ローン（三菱UFJニコス型）

（令和5年4月1日現在）

商品名	多目的ローン（三菱UFJニコス型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる生活に必要とされるご資金（借入申込から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）または事業性資金とします。（他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。）ただし、負債整理資金等は除きます。○医療・介護費用が資金使途の場合、2親等以内の家族にかかる資金も対象とします。 <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。</p>
借入金額	○10万円以上1000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○お借入利率には、年1.65%の保証料率を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額

	の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ご融資の際、1,100円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1,100円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部ローンセンター(電話:059-229-3503)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777) ・民間総合調停センター(大阪府)※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA津安芸